解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月二十三日開催の臨時総会の決議により平成二十二年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

岡山市北区今四丁目五番一八号

社団法人岡山食糧会議所

清算人　片山　正志

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月十四日開催の社員総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

岡山市北区津高一四四四番地六三

社団法人岡山県警友会

代表清算人　勝山　義久

解散公告（第二回）

当法人は、存立時期満了により平成二十二年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

長崎市富士見町二一番一八号

財団法人基督教友愛社会館

代表清算人　伊藤　正宣

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

鹿児島市鴨池新町二一番一号

社団法人鹿児島県管工事業協会

清算人　青木英一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三日開催の社員総会の決議により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県久喜市鷲宮六丁目一番三号

社団法人鷲宮町シルバー人材センター

代表清算人　小林　運子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月五日開催の社員総会の決議及び平成二十二年三月二十四日付埼玉県知事の承認により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲八九番地一

社団法人菖蒲町シルバー人材センター

代表清算人　吉野　廣好

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

さいたま市大宮区桜木町二―四六二

特定非営利活動法人国際カウンセリング研究所

清算人　秦　哲美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

石川県金沢市弥生三丁目三番四〇号

特定非営利活動法人いしかわサイエンス21

清算人　樋渡　保秋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

長野県長野市上松三丁目三二番一一号

特定非営利活動法人メディカルセラピー協会

清算人　清水　正洋

解散公告（第三回）

当法人は平成二十一年十二月四日の社員総会決議及び平成二十二年三月十九日の兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

神戸市兵庫区塚本通三丁目一番一三号四F

医療法人社団建徳会

清算人　土田　晃義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年九月十四日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

和歌山県和歌山市久右衛門丁五三

財団法人和歌山県労働者福祉財団

代表清算人　梅本　博文

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十五日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

和歌山県海南市日方一一八二番地

医療法人仁庸会

清算人　森　庸亮

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十日開催の総会の決議により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年四月二十七日

宮崎県宮崎市橘通東二丁目九番一九号

社団法人宮崎県ダンプカー協会

清算人　林　正和

配当公告

富山県魚津市住吉四七九番地一二、破産手続開始決定時の住所富山市三上一九〇番地

破産者　黒川　昭久

右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第九五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二億四六一〇万〇八二五円

一、配当することのできる金額

金一〇九〇万八五七〇円

平成二十二年四月二十七日

富山市堀端町二番二号

破産管財人　山本　賢治

配当公告

大分市顕徳町三丁目一番一六号

破産者　アドヴン商事株式会社

右の者に対する大分地方裁判所平成二十一年（フ）第四号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三一七、九五六、一一四円

一、配当することのできる金額

金一三、六四七、八七二円

平成二十二年四月二十七日

大分市中島西三丁目二番二六号

破産管財人　渡辺　耕太